

## 診療報酬改定に伴う診療方法の変更について

2026年6月の診療報酬改定に伴い、診療の方法及び金額が全国一律で大きく変わります。

①高血圧症・糖尿病・脂質異常症の生活習慣病で通院されている患者さんについては、健診や他院での検査の有無に関わらず、**半年に1回は必ず採血**をして頂きます（糖尿病の患者さんについては、元々3ヶ月に1回は必ず採血をすることをお勧めしております）。

②睡眠時無呼吸症候群のCPAP（非侵襲的陽圧換気療法）で通院されている患者さんについては、1日平均4時間以上使用が目標となり、**1日平均1時間未満の使用が3ヶ月続くと保険適用できなくなり、機器を返却頂くか、自費での診療となります**（その場合、混合診療の禁止の原則により、その他の疾患と同日に受診された場合は全ての診療が自費となります）。

診療報酬は内閣が医療費の総額（改定率）を決め、「中央社会保険医療協議会」の審議により決定致します。

診療報酬は、一部の特殊な医療機関を除いて全国一律であり、ご理解の程何卒宜しくお願い致します。

また、診療報酬改定についての苦情は窓口では受け付けられませんので、北海道厚生局、医療安全支援センター、保健所等の公的機関までお問合せをお願い致します。